

1 ては、「概ね」又は「一部」把握している者も含めると約9割が把握して
2 いた。

3
4 ③ 現時点における考え方

5 機関経理される場合の寄附金・契約金等の名宛人は、学部長・学長等
6 の組織の長とすることが通例であるが、これらの寄附金・契約金等のす
7 べてが学部長・学長等個人の判断で使用されるものではないため、他の
8 教授と同様、実質的に個人宛のものを申告対象としている。

9 また、学部等組織や他の講座の関係者に対する寄附金・契約金等につ
10 いては、分科会等各委員がその額を把握することのできるような制度的
11 裏付けや実態が存在するとはいえない。

12 このため、これらの寄附金・契約金等を申告対象外としている現行の
13 取扱いを見直す必要はないと考えられる。

14
15 なお、前述の暫定集計結果を踏まえると、講座内の関係者宛への寄附
16 金・契約金等については、実際にはその額を把握している者も多いこと
17 から、申告対象に加えるべきという指摘があった。

18 他方、平成17年の改正学校教育法により、教育研究の活性化及び国
19 際的な通用性の観点から、助教授を廃止して「准教授」を、助手のうち
20 主として教育研究を行う者のために「助教」をそれぞれ設け、教授から
21 独立させて教育・研究面での役割が明確化されたところである。今後、
22 これら若手研究者は独立した研究者とする方向が示されており、准教授、
23 助教等に対する寄附金・契約金等まで対象とすることは必ずしも適当で
24 はないという指摘もあった。

25
26 本論点についても、申し合わせの運用開始から1年内という短い期間
27 しか経っていないことを考慮すると、今後とも、引き続き運用状況の検
28 証を行いつつ、必要に応じて見直しを検討していく必要がある。

29
30 3) 申告の方法

31 ① 現状と論点

32 申し合わせでは、欧米においても具体的な金額の申告は求められていな
33 いこと、部会等に出席する度に必要となる委員等の事務的負担等を勘案し、
34 50万円又は500万円の段階ごとのチェック方式による申告としている。
35 また、申告書については、競合品目の妥当性を部会で審議した後、部
36 会等終了後速やかに公開することとしている。

37 基準となる金額(50万円・500万円)及びその申告方法はどうかある

削除:

なお、米国においては、関連する組織への寄附金・契約金等も対象とされるが、申告対象とすべき寄附金・契約金等は個別品目ベースで判断されており、我が国の現行の申し合わせのように、審議対象となる品目ばかりでなく、当該企業および競合品目に係る企業からの寄附金・契約金等の全てを申告対象とする取扱いとは、自ずと影響が異なっているところである。

削除:

削除: それぞれの

削除: ため、

削除: 現行の

削除: する

削除: